

会社からの一方的な転籍は、違法です

ルネサスグループは、今年4月1日付で設計会社を統合し、新しい「(株)ルネサスシステムデザイン(RSD)」として発足させようとしています。それに伴い、ルネサス本体や旧RSDなどから、大量の社員が承継転籍となる見込みです。

昨年4月には製造子会社の統合と、それらの会社(RSMCおよびRSPT)への大量転籍がすでに行われています。今回の設計部門の分社化によって、ルネサス本体はわずか3000人の会社となり、大半の従業員が子会社所属になってしまいます。

「子会社所属と言うだけで格付けを下げられ、賃金も下がった」「ルネサス本体の仕事をしているのに、おかしいではないか」「賃下げが目的の子会社化ではないのか」「デバイスソリューションは今後縮小ではなかったのか。縮小予定部門を切り出して、行き詰ったらリストラをするつもりなのか」「転籍とともに遠地へ転勤し、仕事も変われと言われた。辞めさせるための嫌がらせではないのか」「そもそもこんな一方的な転籍が許されるのか」などの声は、私たちが抱く当然の疑問です。

民法625条では、「使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を一方的に第三者に譲り渡すことができない」と「人身売買」を禁じています。

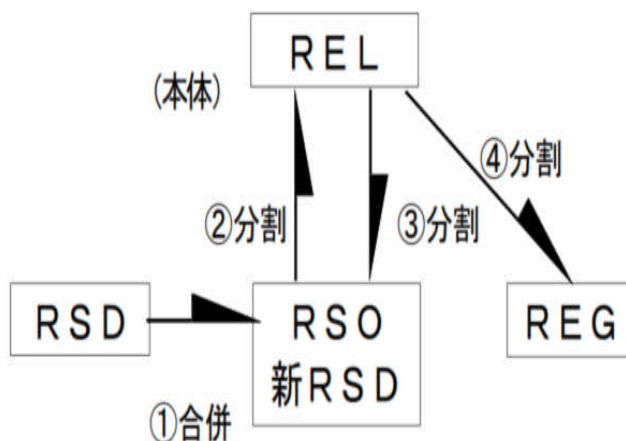
これは例えば、現RSDの社員を、本人の承諾を得ないまま会社が一方的に新RSDに転籍させられないことを意味しています。他の会社についても同様です。

労働者は、附則5条で保護されます

さらに、今回のように「会社分割・承継転籍」となる場合には、商法等改正法附則第5条によって、会社は労働者個人と協議をしなければならないことが定められています。

これを略して「5条協議」と言い、会社分割承継が労働者に与える影響が大きいため、労働者を保護するために国会決議を経て織り込まれました。

分割会社は、会社分割の効力発生日以後に労働者が勤務することになる会社の概要や、当該労働者が分割される事業に主として従事するか、否かなどについて十分に説明を行い、(裏面に続く)



労働契約に取り扱いに関する措置 第5条

この法律による改正後の商法及び有限会社法に基づく会社の分割に伴う労働契約の承継に関しては、分割をする会社は、分割計画書又は分割契約書を本店に備え置くべき日までに、労働者と協議するものとする。

ひとりでも入れる労働組合
電機・情報ユニオンに相談を

電機・情報ユニオン本部

〒105-0004 東京都港区新橋4-24-3エムエフ新橋601

Tel & Fax 03-6450-1777

Email: denkiunion@gmail.com

URL (<http://www.denki-joho.jp/>)

ルネサス懇

ルネサス関連労働者懇談会 2015年3月 No.28

E-Mail: renesaskon@gmail.com

Web: <http://www.renesaskon.net/>

住所: 〒105-0004 東京都港区新橋4丁目24-3

エムエフ新橋601号 電機労働者懇談会気付

TEL & FAX: 03-6540-1777

法に従い、労働者と協議せよ

本人の希望を聴取したうえで、労働契約の承継の有無、従事することが予定される業務の内容、就業場所などについて、協議しなければなりません。

協議は、労働契約承継法が定める通知をすべき日までに十分な協議ができるよう、時間的余裕をみて開始しなければなりません。

厚労省・法務省 手続き上「瑕疵」がある

電機・情報ユニオンの米田徳治中央執行委員長らは2月12日（木）、日本共産党の小池晃参院議員の設定で、今回のルネサスの労働契約承継法について、厚生労働省と法務省の担当官から「レクチャ」を受けました。

厚労省と法務省の担当官は、

- ★「5条協議」は、労働組合と会社が行う労使協議とは異なり、仮に、労働組合が分社化を認めても、労働者個人が会社と協議する権利は失効しないし、影響も受けない。
- ★内々示のための部長との面談や、人事部長や幹部による一括した説明会のようなものは、「5条協議」には該当しない。
- ★今回のルネサスの手続きは、労働者との協議を怠っているという「瑕疵（かし。手続き上で特段の重大なミス）」がある。との見解を示しました。



2月12日（木）、厚生労働省と法務省からのレクチャ

社内では、「協議はすでに行われている」とか、「今回の転籍は異議申し立てが出来ない」などの説明も一部ではされていますが、明らかな違法行為です。

折しも今、社内ではCSR教育が実施されています。たとえ会社のために良かれと思ってやろうとも、違法な事は厳禁であると、私たちは教えられています。全く正しいと思いますし、「5条協議」もおいても然りです。

会社には、法から逃げず、労働者に真摯に向き合って、きちんと協議することが求められます。

会社との協議は、代理人交渉も可能です

ところで、「そうは言っても、個人で会社と協議をするなどハードルが高すぎる」と言うのが、私たちの普通の感覚だと思います。しかし心配は要りません。「5条協議」は、たった一人で協議をしなくてはならないというものではありません。同じ意思の者が団体に協議することもできますし、必要なら代理人を立てることもできます。

すでに、職場の数人の有志が、電機・情報ユニオンの役員と弁護士を代理人に選定し、会社に「異議申し立て」を行っています。

「5条協議」は、私たち一人ひとりが、無茶な転籍やそれに伴う労働条件の引き下げに対抗できる最大の機会です。この機会をぜひ生かしたいと思われる方は、いますぐ電機・情報ユニオン、ルネサス懇にご相談ください。

川崎合同法律事務所のルネサス法律相談

連絡先：電話044-211-0121 藤田 温久弁護士、川岸 卓哉弁護士
メール kawagishi@kawagou.org

相談は無料です。困ったら、一人で悩まずに、まずは相談を

